別表十七(三の七)付表１の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第５項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(三の七)付表１の記載要領第11号中「「被合併法人等の課税済金額又は個別課税済金額　(1)」」を「「被合併法人等の課税済金額　(1)」」に改め、同号(1)中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同号(2)中「当該法人」を「当該内国法人」に、「又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度」を「の属する事業年度」に改め、同第三号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の119第６項各号（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）に規定する割合」を削り、同第四号中「「(1)のうち当該法人の課税済金額又は個別課税済金額とみなされる金額　(1)又は((1)×(2))　(3)」」を「「(1)のうち当該内国法人の課税済金額とみなされる金額　(1)又は((1)×(2))　(3)」」に改め、同第五号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の４第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）において準用する令和２年旧措置法第68条の92第６項の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七(三の七)付表１の表中「適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済金額等の計算に関する明細書」を「適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済金額の計算に関する明細書」に、「事業又は事業年度」を「事業年度」に、「当該法人の事業年度又は連結事業年度」を「当該内国法人の事業年度」に、「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額（前期の別表十七(三の七)「33」）」を「当該内国法人の課税済金額（前期の別表十七(三の七)「33」）」に、「調整後の当該法人の課税済金額又は個別課税済金額　(1)－(3)」を「調整後の当該内国法人の課税済金額　(1)－(3)」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第６項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七(三の七)付表１の記載要領第11号中「又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第39条の119第６項各号（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）に規定する割合」を削り、同第三号中「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の４第６項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）において準用する令和２年旧措置法第68条の92第７項の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七(三の八)の表を次のように改める。